

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年3月27日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 稲庭風力発電事業環境影響評価方法書について、インベナジー・ジャパン合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県二戸市、八幡平市、青森県三戸郡田子町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大138,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年11月6日
環境大臣意見受理	平成28年1月22日
経済産業大臣意見発出	平成28年1月29日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年9月29日
住民意見の概要等受理	平成28年11月30日
岩手県知事意見受理	平成29年2月8日
青森県知事意見受理	平成29年3月2日
経済産業大臣勧告発出	平成29年3月27日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀

電話：03-3501-1742（直通）

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の対象事業実施区域内には、岩手県自然環境保全指針による保全区分が A ランクに位置付けられる地区、奥羽山脈緑の回廊、馬淵川ふるさとの森と川と海保全地域の森林及び水源の涵養を目的とした保安林が含まれ、また、周辺には鳥獣保護区が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家等の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
2. 本事業の対象事業実施区域は、他事業者が計画する風力発電事業の対象事業実施区域及び事業実施想定区域と一部が重複しており、累積的な環境影響が懸念されることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、ハクチョウ類・ガン類の夜間渡りのルートとなっている可能性があることから、これらの鳥類に係る渡りの調査については、夜間を含めて実施を検討すること。